

弘前市学校給食センター給食配送車広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弘前市学校給食センター給食配送車（以下「給食配送車」という。）への広告掲載の取り扱いについて、弘前市有料広告取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(広告掲載の範囲)

第2条 給食配送車に掲載できる広告の範囲は、要綱第4条の範囲によるものとする。

2 前項の規定によるもののほか、広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当する等、交通事故を誘発し、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 周囲の運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫させるおそれのあるもの

(広告の掲載位置)

第3条 掲載位置は、原則として給食配送車の側面とする。

(広告掲載の期間)

第4条 広告の掲載期間は、最長2年間とし、1月単位で認めるものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

2 前項の掲載期間には、広告の掲載及び撤去の作業並びに法令等の規定に基づく車両の定期検査に係る期間を含むものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第5条 広告の規格及び掲載料は、別表1のとおりとする。

(募集の方法)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、募集する広告の掲載位置、規格、募集期間等の必要事項を広報誌、市ホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、給食配送車広告掲載申込書（様式第1号）に広告掲載希望者の概要のわかる資料及び掲載しようとする広告の案（写真、図表等を含む。電子データ可）を添えて、広告掲載希望日の原則40日前まで市長に提出するものとする。

(広告の決定及び通知)

第8条 市長は、広告掲載希望者から前条の規定による申し込みがあったときは、必要事項を審査し、当該広告の掲載の可否を決定しなければならない。

2 広告掲載希望者の数が募集する掲載広告の数を超えたときは、次の各号に定める順序により掲載する広告を決定する。

(1) 国、地方公共団体、公益法人又はこれらに類するもの

(2) 市内に主たる事業所等を有するもの

(3) 掲載を希望する給食配送車台数の多いもの

3 前項の規定によっても順位が決定できないときは、抽選によりこれを決定する。

4 広告掲載希望者の選定結果は、給食配送車広告掲載決定通知書（様式第2号）又は給食配送車広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

5 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、給食配送車を所管する弘前市学校給食センター所長と協議のうえ、広告を給食配送車に掲載しなければならない。

（広告の材質及び掲載方法）

第9条 広告の材質は、特殊フィルム等のはく離が可能で、長期の広告掲載に耐えることができるものとし、市長が定めた場所にラッピングにより行うものとし、車体塗装は行わないものとする。

2 前項の特殊フィルム等は、広告掲載期間中における車体からのはく離又は広告撤去に際して車体塗装のはく離が発生しないような材質としなければならない。

（費用負担等）

第10条 広告の作成、掲載及び撤去作業は、広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。

2 広告の撤去作業により、車体塗装のはく離が生じた場合は、広告主の責任において原状回復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めにおいて広告に破損等が生じたときは、市が現状に復するものとする。

4 その他広告掲載中に支障が生じたときは、広告主と市長が協議の上、解決するものとする。

（広告主の責任）

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

（広告掲載料の納付）

第12条 広告の掲載料は、前納とし、広告主は、市長が指定する期限までに納入するも

のとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(広告掲載内容等の変更)

第13条 広告主は、広告の内容を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、市長は、広告の内容、デザイン等が要綱又は基準に抵触していると認めるときは、広告主に対して広告掲載内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、要綱第10条に定めるもののほか、次の各号に該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 前条第2項の規定による広告内容の変更の求めに広告主が従わないとき。

(2) その他市長が必要であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、給食配送車広告掲載取消決定通知書(様式第4号)により当該広告主に通知するものとする。

3 第1項又は次条の規定により広告の掲載を取り消され、又は取り止めた広告主は、市長が指定する期日までに、その者の負担により広告を撤去しなければならない。ただし、破産その他の事情により広告主が行うことができないと市長が認める場合は、この限りでない。

(広告掲載の取り止め)

第15条 広告掲載希望者の都合により、給食配送車への広告掲載を取り止める場合は、給食配送車広告掲載取り止め申出書(様式第5号)により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第16条 要綱第6条第3項ただし書きの規定により、市長が広告の掲載を取り消したときは、納入された広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

2 前項の場合において、市は、広告の作成、掲載及び撤去に要した費用は負担しない。

3 第1項の規定により返還する掲載料は、広告掲載期間のうち当該撤去した日の翌日以降の日数に係る日割りによる額とし、利子を付さない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

この要領は、平成24年8月13日から施行する。

別表1（第5条関係）

区分	形式	規格（縦×横）	一台の広告掲載料（円）	備考
給食配送車	日-A	70 cm以内×270 cm以内 2箇所以内	1月間 6,000 1年間 60,000	
	い-B			
	い-C			
	い-C'			

※広告掲載料には、消費税及び地方消費税を含む。